【寄稿】

スウェーデンにおける土地情報の整備・開示と土地利用計画制度について(2)

国土交通省住宅局住宅総合整備課 課長補佐 松本 忠

1. はじめに

前号では、スウェーデンにおける土地関連諸制度と土地情報の整備・開示について詳しく報告した。本号では、スウェーデンの土地利用計画制度について、今年の $2\sim3$ 月にかけて実施した現地調査結果に基づき報告する。

本稿の構成は、まず、土地利用計画制度を構成する 法体系について説明する(第2節)。次に土地利用計 画の種類と計画主体、計画策定プロセスの概要、そし てコミューンによる「計画の独占」について説明する (第3節)。さらに、総合計画(第4節)、詳細計画 (第5節)について、各々の運用の実態を、具体事例 を用いて順に説明する。最後に、土地利用計画制度を めぐる最近の動向について紹介することとする(第6 節)。

2. 法体系

(1) 1987年計画建築法

スウェーデンの土地利用計画に関する基幹法は、1 987年計画建築法(Planning and Building Act, Plan och Bygglagen)である。計画建築法は、国土全域を対 象として土地利用、開発行為、建築行為に関する枠組 みを定めた手続法であり、土地利用計画体系は計画建 築法のもとで一元化されている。法律の所管は環境省

(Ministry of Environment, *Miljödepartementet*) であるが、計画建築法の施行に関する一般的・包括的権限は、環境省の下部組織である国家住宅建築計画庁(National Board of Housing, Building and Planning, *Boverket*)に属

している。

(2) 関連法令

計画建築法の上位法の性格をもつものとして、1999年環境法典(Environmental Code, Miljöbalk)がある。環境法典は、国土全体の土地利用の方向性や、国家的な見地から保全すべき自然環境などを定める。また開発行為の種類・規模によっては、計画建築法に基づく計画策定、建築許可に加えて、環境法典に基づく個別の許可が必要となるものがある。

このほか、計画建築法に基づく土地利用計画体系に 影響をもつ主な法令には次のようなものがある。

- · 道路法 (Roads Act)
- · 鉄道法 (Railways Act)
- 電力法 (Electricity Act)
- ・ パイプライン法 (Pipeline Act)
- · 泥炭法 (Peat Act)
- · 航空法 (Aviation Act)
- 運河法(Navigable Channels Act)
- · 資源法 (Minerals Act)
- · 大陸棚法(Continental Shelf Act)
- · 経済地域法 (Economic Zone Act)

3. 土地利用計画の種類、計画主体、策定プロセス

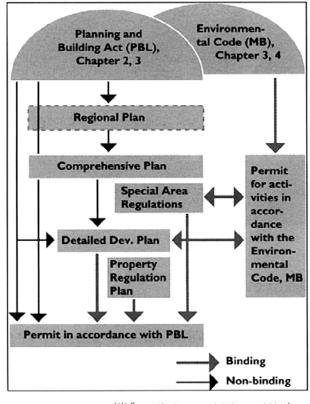
(1)計画の種類

スウェーデンの土地利用計画は、非拘束の「総合計画(Comprehensive Plan, Översiktsplan)」と拘束力を持つ「詳細計画(Detailed Development Plan, Detaljplan)」の2段階の計画を基本とする。これらは、いずれも基

礎自治体であるコミューン (Municipality, Kommun) により策定される。なお総合計画と詳細計画については第4節及び第5節で詳しく説明する。

これらの計画を補足する計画には、詳細計画の定められていない地域における「特別地域規制(Special Area Regulations, *Områdesbestämmelser*)」、詳細計画の区域内で、特に敷地利用について規制する「敷地計画(Property Regulation Plan, *Fastighetsplan*)」が存在する(図1)。また、複数のコミューンにまたがる地域を対象とした広域の土地利用計画として、広域自治体であるカウンティ(County, *Landsting*)」が策定する「地域計画(Regional Plan, *Regionplan*)」が存在する。

国土計画に相当する計画は存在しないが、1999年環境法典では「土地利用に関する原則(第3章)」と「特に自然環境を保全すべき地域(第4章)」として、自然環境に配慮した国土利用の規範が定められており、実質的には国土計画の役割を果たしている。



(出典: Alfredsson and Wiman (2001))

図1:土地利用計画の種類と相互関係

「Kommun は「市」、Landsting は「郡」「ランスティング」と訳される場合もあるが、本稿ではそれぞれコミューン、カウンティとしている。

(2)計画の拘束性、実効性の担保

これらの土地利用計画のうち、法的拘束力を持つもの、つまり個人の土地所有者等の行為を拘束しうるのは、詳細計画と特別土地利用規制、そして敷地計画の3つである。具体的には、計画の効果は建築許可(Building Permit, Bygglov)制度によって担保される。まず、あらゆる開発行為には建築許可が必要になる。詳細計画あるいは特別地域規制が存在する地域では、これらの計画への適合が建築許可の条件となる。コミューンにとっても、詳細計画に適合する計画に対しては建築許可を与えなければならないという点で、計画は土地所有者及びコミューンの双方に法的拘束性を与えている。

一方、詳細計画も特別地域規制も存在しない地域における開発行為に対しては、建築許可はコミューンの個別許可となる。一般に、農村部での一戸建ての専用住宅など、周辺に大きな影響を及ぼさないものについては許可が与えられるが、一定規模以上の開発については許可されず、コミューンによる詳細計画の策定が必要となる。例えば、今回の調査でヒアリングしたヴェステロース(Västerås)コミューンでは、コミューン議会の下部組織である建築委員会(building committee, byggnadsnämnden)において、市街地ではすべての開発、郊外部では5戸以上の開発の場合は詳細計画が必要(5戸未満の場合は個別の建築許可で対応)との基準に基づき運用されている。他のコミューンの運用も同等であり、実質的にはほとんどの開発行為において詳細計画の策定が必要といえる。

(3)計画主体

計画建築法には、「土地及び水系の利用を計画するのはコミューンの責任である(第1節第2項)」とあり、計画策定の主体が基礎自治体であるコミューンにあることが明示されている。総合計画、詳細計画いずれもコミューンに策定権限がある。一方、地域計画は広域自治体であるカウンティ(又はコミューンの連合組織)が策定することとされている。

また、国の地方ブロック毎の出先機関である地方行政局(County Administrative Board, *Länsstyrelse*)は、計画の策定主体ではないが、コミューンの計画に対する監督および協力を行うこととされている(第1節第8項)。具体的には、コミューンの計画案の審議と、コミューンの決定した計画に対する住民等からの異議申

立の審査権限等を通じて、国家利益・安全の見地から みて計画が妥当かどうかの判断を行う。

(4)計画策定プロセス

コミューンが定める計画は、まず計画担当部局(都市計画局、建築局など、名称はコミューンにより異なる)によって原案が策定され、関係機関との調整や市民参加の手続きを経て、最終的にコミューン議会(または専門委員会)の採決をもって決定され、一定の異議申立期間を経て発効することとなる。

計画建築法に定められた主な手続き規定は次のとおりである。

- ①コミューンは原案が策定された時点で、関係団体(カウンティ、地方行政局など)、関係個人(地権者など)に対して計画についての意見を聴かなければならない。
- ②コミューンは議会の採決の前に、3週間の縦覧を行 わなければならない。計画案に意見がある者は誰で も、文書で意見を提出することができる。
- ③計画部局は縦覧で提出された意見一つ一つに個別文書で回答し、それらをまとめた概要を計画案の図書に添付してコミューン議会の専門委員会の審議を経なければならない。
- ④コミューンの計画決定に不服の場合、議決による計画決定後3週間以内であれば地方行政局に対して書面で異議申立ができる。ただし、異議申立ができるのは、その計画案に関する公聴会あるいは縦覧の際に意見を提出している個人・団体に限られる。
- ⑤地方行政局は、異議申立があった計画の内容が妥当 かどうかの審議を行い、コミューンの計画決定を批 准するか、または計画を無効とする
- ⑥地方行政局の決定にさらに不服がある場合には、住民は中央政府に属する行政裁判所(the Fiscal Court of Appeal) に異議申立を行うことができる。行政裁判所の決定が最終決定となる。

(5)コミューンによる「計画の独占」

スウェーデンの土地利用計画制度の特徴の一つは、 土地利用に関する強大な権限がコミューンに与えられ ていることである。これは時に、コミューンによる「計 画の独占(planning monopoly)」と称される。具体的 には次のように説明される。

・土地所有者(開発権者)は、開発を行おうとする

場合、コミューンの詳細計画又は建築許可がなければ開発はできない。土地所有者からの申出があっても、詳細計画を作るか否か、いつ作るか、を決めるのはコミューンの権限である。

・上位行政機関との関係においても同様である。例 えば、国家道路庁(National Road Administration, Vägverket)による道路整備であっても、道路とし ての位置づけに関わらず、市街地においては詳細 計画を作らなければならない。策定権限はコミュ ーンにあるため、コミューンが詳細計画を望まな ければ道路計画は実現しない²。

こうしたコミューンによる「計画の独占」は、戦後 の急速な都市化の時代に重要な役割を果たした。スウ ェーデンでは、1950年代に入り、都市への人口流 入が一段と加速し、増加する人口の受け皿としての住 宅供給が必要となったが3、この時期スウェーデンでは、 我が国のようなスプロールによる質の低い市街地の形 成は全くと言ってよいほど見られない。その理由は、 各自治体が中央政府からの補助を受けて計画的に土地 を取得し、公有地を民間にリースする形で住宅地開発 を行ったことにあるが、この背景には、コミューンの 土地利用計画の厳格な運用により、公有地以外での民 間の開発に自由度を与えなかったことがある。さらに 当時、民間住宅開発に対する中央政府の融資は、公有 地で行われることを条件としたことも重要なファクタ ーである。この結果、スウェーデンでは1976年~ 85年の10年間の新規開発の75%以上が自治体所 有の土地で行われたとされる(金倉,1986)。

ただし1980年代以降は、コミューンの財政力の 悪化などから民間主導の開発が増加し、公有地の払い 下げも進むなど、「計画の独占」と称されるほどのコ ミューンの圧倒的な優位性は失われてきている。むし ろ民間との協調、パートナーシップによる土地利用計 画策定や開発の実施が主流となっており、そのための 土地利用計画制度の見直しが議論されている。

 $^{^2}$ 実際に、1990年代にストックホルム大都市圏環状道路を整備しようとした国の計画に対し、一部のコミューンが強硬に反対したため、計画が白紙撤回された例もある(松本・大西, 1997)。

³ 1965年、政府の審議会報告「Raising Housing Standards (SOU 1965:32)」は、極端な住宅不足を解消するため、今後10年間で100万戸の新規住宅供給を行うプログラムを提案した(百万戸プログラム)。これは人ロー人あたりの戸数としては当時のOECD 諸国の中でも最大水準であった(Holmand Fredlund, 1991)。

4. 総合計画

(1)制度の特色

本節と次節では、1987年計画建築法にもとづく スウェーデンの土地利用計画の根幹をなす総合計画と 詳細計画について、具体例とともにその運用実態を紹 介することとする。

まず総合計画は、コミューンの区域全域を対象として将来の土地利用の方向性を定めるものである。制度の主な特色は次の通りである。

- ①策定はすべてのコミューンの義務
- ②おおむね10~20年を目標としたコミューン の区域内の土地利用構想と、主要な都市開発・施 設・建築物の整備/保全の方針が示される
- ③計画の性格はガイドラインであり、個々の開発・ 建築行為に対しては拘束力を持たない
- ④計画決定はコミューン議会の議決による
- ⑤4年に1度、コミューンは総合計画の見直しが必要かどうかの判断をしなければならない



(出典:ストックホルムコミューン都市計画局)

図2:1999年総合計画におけるストックホルム都心部の土地利用構想

STADSBYGGNADSKARAKTÄRER





Gamla Stan och Riddarholmen bevaras som kulturreservat. Bebyggelsen bevaras, vidmakthålles och värdas. Det offentliga rummet utformas efter den historiska miljöns krav.



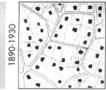


Stenstadens grundläggande karaktärsdrag bevaras. Ny bebyggelse kan ske på stenstadens villkor. Stadsbildens sammanhållna helhet bibehålls. Gator, torg och parker rustas och återställs.





Den äldre förstadens karaktär bevaras och utvecklas. De äldre förstädernas kärnor är svåra att komplettera. Stadsbildens sammanhållna helhet bibehålls. Gator, torg och parker-rustas och äterställs.





Villastaden kan kompletteras med bibehållen balans. Nya byggnader anpassas till tomter och naturmark. Den befintliga bebyggelsen fär förändras med beaktande av det individuella husets värde.

I sammanhållna grupphusområden tas hänsyn till helhetsverkan.





Trädgårdsstädernas sammanhållna gatubild bevaras. Nya byggnader utformas på trädgårdsstadens villkor. Den befintliga bebyggelsens tidstypiska prögel bevaras. Gaturummets tydlighet och vegetationsprägel bibehålles.





Bebyggelsegruppens tydlighet och särprägel bevaras. Kompletteringar med nya hus är normalt inte möjliga inom området. Bebyggelsen i respektive enklav bibehåller sin sammanhållna helhet. Det öppna sambandet mellan bebyggelse och natur bevaras.



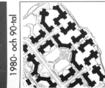


Smalhusstädernas karaktär bevaras och utvecklas. Komplettering kan ske om husen anpassas till smalhusstadens skala och karaktär. Bebyggelsens värdefulla sammanhållna helhet bibehålls. Det öppna sambandet mellan bebyggelse och natur upprätthålls.





ABC-städerna bevaras och utvecklas efter sin grundidé . De storskaliga tunnelbanestäderna utvecklas och förändras med respekt för kvalitéer i den ursprungliga utformningen. Nya hus och husgrupper kan komplettera bebyggelsen. Bebyggelsen kan ändras och förnyas på vissa villkor. Gator, torg och parker utvecklas efter ursprungsidéerna, tillgängligheten för gångtrafikanter förbättras.



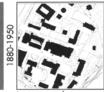


Områdenas planerade helhet respekteras. Ny bebyggelse kan sällan ske. Den befintliga bebyggel sen ändras inom ursprungliga romar. Tätheten ställer krav på hög kvalité i det offentliga rummet





En ny stadsbygd planeras med landskap och omgivning som grund. Den täta stadens alla delar kretsloppsanpassas. Gator, torg, stränder och parker gestaltas med höga ambitioner.





Institutionsporkernas grundläggande karaktärsdrag bevaras. Ny bebyggelse kan ske på institutionsporkernas villkor. Befintlig bebyggelse kan ändras med respekt för kulturhistoriska värden. Det gröna rummet vårdas och vidmakthålls.





Verksamhetsområdena utvecklas efter sina olika förutsättningar. Den offentliga miljön görs attraktiv, lättorienterad och mer anpassad för fotgängare.

(出典:ストックホルムコミューン都市計画局)

図3:建物形態・色彩に関するガイドライン

(2)総合計画の具体事例:ストックホルム

現在までに、全国すべてのコミューンで 1987 年法に 基づく総合計画の策定が完了しているが、ここでは首 都ストックホルムコミューンの事例を紹介する。

ストックホルムでは、これまでに1952年、1991年、1999年の3回、総合計画が策定されている(このうち1952年の総合計画は現行の1987年計画建築法の前身である1947年建築法に基づく)。現行計画は、1994年に計画策定が決定されてから実に6年の歳月をかけて策定され、1999年10月4日にコミューン議会により採決された。

計画内容は、計画本文と計画図、参考資料に分かれている。計画本文は次の4章により構成されており、 それぞれに付随した計画図が存在する。

- ・第1章 土地利用と都市開発
- •第2章 建築規範
- •第3章 緑地計画
- ・第4章 文化歴史的に貴重な環境

第1章では、12種類の土地利用区分(ゾーニング)を設定し、ストックホルムコミューンの行政区域をこれら12の区分に色分けし、土地利用構想図に示している。土地利用構想図には、主要な道路、鉄道等の交通施設計画もあわせて示されている(図2)。既成市街地のほとんどの地域は、「石の街(Stenstaden)」と呼ばれるカテゴリに属している。これは17世紀から続く歴史的な街並みであり、概ね5階建て、建物の高さ約18mを基本とした囲み型の街区が連続する街並みである。土地利用構想でもこの街区構成や雰囲気を乱さないことが求められている。一方郊外部の多くは、共同住宅を中心とした「密な市街地(Tät Stadsbebygg else)」と、戸建やタウンハウスを中心とした「疎な市街地(Gles Stadsbebyggelse)」に指定されている。

特徴的なのは、12の土地利用区分の一つに「都市開発区域(Urban Development Area, Stadsutvecklingsområde)」があり、工場跡地、鉄道操車場など大規模な土地利用転換を予定している地区が示されていることである。1990年以降、世界的にサステイナブル(持続可能)な開発に向けた取組みが進められている中、ストックホルムコミューンの1999年総合計画では、「内への開発(build the city inwards, bygg staden inåt)」という都市開発のコンセプトを打ち出している。これは今後の新規開発は工場跡地の有効利用や再開発など、既存の開発用地を極力活用することにより、自然環境への負荷を最小限に抑えつつ都市開発の

ニーズを充たそうという試みである。ストックホルムの総合計画では、「都市開発区域」の指定とともに、新交通システムや道路をこれらの区域の利便性の向上のために集中投資することとして、土地利用とインフラ整備とが一体となった都市戦略を打ち出している点が興味深い。

総合計画の第2章は「建築規範(Byggnadsordning)」である。まず中世に始まるストックホルムの都市の発展の歴史が整理される。続いて、地形、湖や入り江、緑地や公園、街路、広場、塔、橋、照明、建物の色など、都市のランドスケープを形成する要素についてストックホルムの特色がまとめられている。これらは、建物を計画する際に考慮すべき視点を与えている。

さらに、市街地の特性を12種類に分類し、それぞれの建物の特性と、色彩や形態の特徴を記している(図3)。計画図では、12種類の特性ごとのゾーニングが行われている。これは、新たな開発・建築行為が計画される際に、その敷地が属する市街地の特性を明示しておくことにより、その特性に相応しい色彩や形態が用いられることを狙ったものといえる。

なお、既に述べた通り総合計画はあくまで非拘束の ガイドラインであるから、具体的な建築規制は詳細計 画において行われることとなる。

5. 詳細計画

(1)制度の概要

詳細計画は、総合計画に定められた土地利用の方向に沿った形で、新規開発や建築物の形態の変更、保存に際してその適正な土地利用、建築環境の管理を目的として策定される(計画建築法第5節第1項)。具体的な制度の特色は以下の通りである。

- ①次の内容を必ず計画に定めなければならない
 - ・区域内の公共空間(街路、広場、公園など)の位置と境界
 - ・建物用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、 墓地用地、駐車場用地、上下水道及びエネルギー 供給施設用地、ならびに危険区域の位置と境界
 - ・水路、船の係留所、屋外遊泳のための水面の位置 と境界
 - ・公共空間のうち、コミューンが管理するものの用 途とデザイン
 - 開発敷地及び水面の用途

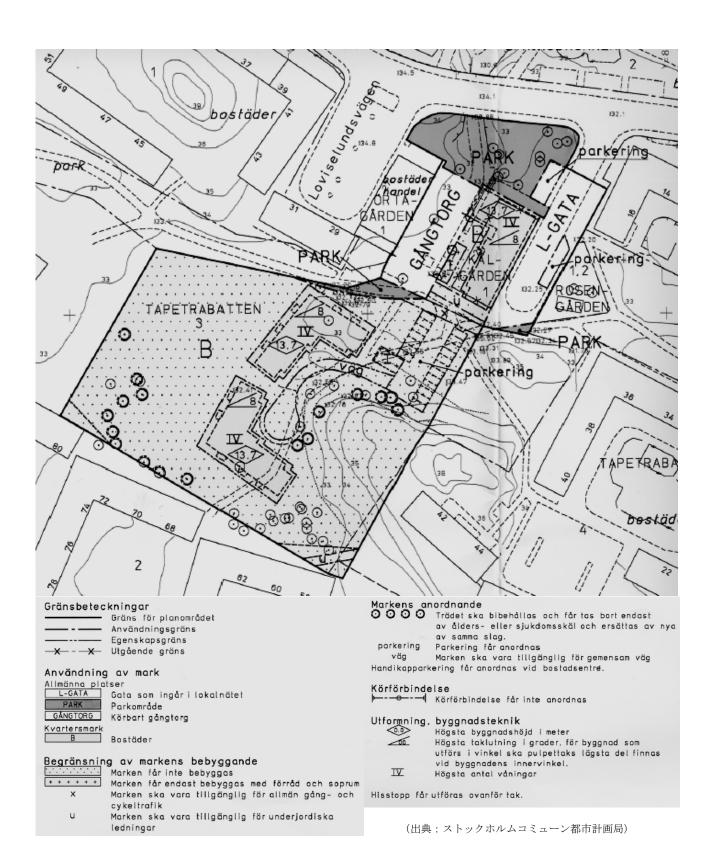


図4:詳細計画の計画図の例(ハッセルビー地区)

- ②このほか任意の計画事項として、建物の建築位置、 用途、デザイン、植栽、高さ制限、タイプ別戸数割 合など、詳細な規制が可能
- ③計画の説明書には計画が周辺環境に与える影響についても記載しなければならない
- ④決定された計画は法的拘束力を持ち、個々の開発・ 建築行為に対して拘束力を有する。またコミューン に対しては、区域内の街路、公園その他公共用地の 収用権や先買権が与えられる一方、土地所有者に対 しては、建築許可を受けて詳細計画に沿った開発を 行う権利が与えられ、また計画によって不利益を受 ける権利者は補償の対象となる。
- ⑤詳細計画には「実施期限(genom förandetid)」が存在する。実施期限は $5\sim1$ 5年の範囲で定められ(特に定めない場合は15年となる)、実施期限内にコミューンが計画変更する場合、変更により土地所有者が受ける損失は補償の対象となるが、実施期限を過ぎればコミューンは補償なしで新たな計画策定を行うことができる。

詳細計画は市街地のほとんどの地域で定められており、例えばストックホルムコミューンには約4,500の詳細計画があり、行政区域の約7~8割は詳細計画でカバーされている。

(2) 詳細計画の具体事例: ヘッセルビー地区

詳細計画の事例として、ストックホルム近郊(中央駅から地下鉄で西に約30分)のヘッセルビー (Hässelby) 地区における住宅開発のための計画を取り上げる。ヘッセルビー地区は、1960年代に開発された大規模ニュータウンであり、スウェーデンのニュータウンの代表例として名高いベリングビー (Vällingby) に隣接する。

計画は、近年の人口増加に対応するため、既開発の住棟の合間のスペースに新たに住宅棟を追加するというものである。ストックホルムコミューン1999年総合計画において、「内への開発」というコンセプトが打ち出されていることは既述のとおりである。ここで取り上げた詳細計画も、総合計画に示された土地利用の方向性に即した計画となっている。

計画図をみると、既存の共同住宅に囲まれた緑地スペースの一部を活用して、3棟の住宅建設が計画されていることが分かる。建物の周辺については、アプローチ道路、公園、緑地、駐車スペースなどが表記される。また建物については建築位置が定められるほか、用途、高さ、階数、屋根の勾配までが詳細に定められ

る(図4)。これら計画項目については、計画建築法では必須項目が規定されているに過ぎず、これを満たした上でどこまで詳細なものとするかは各コミューンの判断に委ねられている。ただし、詳細計画の図面の作成方法については、色の使い方や凡例の表記の仕方など、詳細なマニュアルが整備されており、コミューンの実務上支障がないよう配慮されている。

6. 土地利用計画制度をめぐる近年の動向

(1)環境・サステイナビリティ

スウェーデンは1995年にEUに加盟した。EU加盟以後、各種の政策分野で国内政策とEU政策との整合を図るための制度見直しが必要となっている。

最も影響が大きい分野の一つが環境政策であり、まず環境影響アセスメントについては80年代に導入していたが、1997年にEUの「特定の公共および民間事業の環境影響アセスメントに関する欧州閣僚理事会指令」の改正指令(97/11/EC)が採択されたのを受け、EUの基準に沿った見直しを行っている。また1998年には、「Natura 2000」と名付けられたEUのイニシアチブが開始された。これは保全すべき貴重な自然環境を有する地域を指定し、指定された地域では、EUの財政支援を受け、国、地方自治体が協力してその保全に取り組むというものである。スウェーデンでは「特に自然生態系を保全すべき地域」として約4,000箇所が指定されている。これらはコミューンの総合計画、詳細計画に順次反映されることにより、土地利用規制としての実効性を有することとなる。

(2)都市内分権

1987年建築計画法では、80年代の地方分権の流れに沿って、計画決定に際し従来必要だった国(地方行政局)の承認行為が廃止されるなど、国の関与が縮小したが、さらに90年代以降、一層の地方分権を志向する「都市内分権」の動きが見られる。

スウェーデンにおける都市内分権は、自治体内をいくつかの区域に分割して各区域に「区域委員会(District Council, Stadsdelsnämnd)」を設置し、行政機能の一部を委譲する形態をとっている。これまで約20の地方自治体がこの方式を導入してきたが、90年代後半には、首都ストックホルムを含む三大都市圏のコミューンにおいて区域委員会方式を導入したことが注目を浴

びている。ストックホルムでは、1997年より行政 区域を24の区域に区分し(後に18に統合)、教育、 社会福祉などコミューンの事務の多くの執行権限を区 域委員会に移譲した。

土地利用計画についても、1999年総合計画の原案策定時に、区域委員会が主体となって総合計画の地域別構想にあたる「区域プログラム (områdesprogram me)」を策定した。区域委員会は、現行の1987年計画建築法では法的位置づけは与えられていないものの、計画策定プロセスにおいて、今後その役割を拡大していく可能性がある。

(3) 広域計画体系の見直し

一方、広域レベルの地方自治体系にも変化が見られる。1997年以降、地方行政局の管轄をまたがない範囲において、コミューンとカウンティは「地域連合(Regional Council, Regionförbund)」と呼ばれる新たな組織を創設し、国との契約に基づき、この組織が地域経済政策の立案実施主体としての役割を持つことが可能となっている。既にスウェーデン南部のスコーネ(Skåne)地域をはじめいくつかの地域で創設されている。

このような地域レベルの新たな組織が定着してくれば、現在カウンティが策定することとされている広域計画の枠組みについても見直しの議論が高まってくると考えられる。

さらに、EU 加盟以後、EU の構造基金の活用を図るため、加盟各国における地域レベルでの政策立案・実施機能が従来以上に重要性を増している。現在スウェーデンでは、国の出先機関である地方行政局が構造基金の窓口や全体コーディネートを担当する形となっているが、今後は地方レベルの自治体が果たす役割が大きくなると考えられ、土地利用計画の枠組みにも影響を与える可能性がある。

(4)計画建築法制度の見直しに関する審議会

2002年6月、中央政府は「計画建築法制度の見直しに関する審議会(Committee for revision of planning and building legislation, *Kommittén för översyn av planoch bygglagstiftningen*)」を設置した。この審議会の中では、1987年計画建築法の枠組みを見直し、計画決定手続きの迅速化や効率化のための制度のあり方が議論されている。

こうした動きの背景には、80~90年代の都市開

発における民間あるいは官民パートナーシップの役割の増大があるとされている。現行のシステムでは、異議申立など計画策定プロセスの長期化による開発者側のリスクが大きく、結果として効果的な民間投資が行われにくいという問題点が指摘されている(Cars, 2001)。

審議会は、2005年春をめどに結論を得ることと されており、今後、計画建築法の改正に向けた手続き が進められることとなる。

参考文献

Boverket (1996): Boken om Översiktsplan Del I∼Del IV.

Boverket (2002): Boken om detaljplan och områdesbestämmelser.

Stadsbyggnadskontoret, Stockholm Stad (2000) : Översiktsplan 1999 Stockholm.

Alfredsson, Björn and Jan Wiman (2001): Planning in Sweden, Fundamentals outlined, in Christoferson, I (eds), Swedish Planning – in times of Diversity –.

Cars, Göran and Åsa von Sydow (2001): Governance and Partnerships in Sweden, in Christoferson, I (eds), Swedish Planning – in times of Diversity –.

Holm, P. and Fredlund, A. (1991): The Idea of CommunityPlanning, in Fredlund, A. (eds), Swedish Planning – in times ofTransition, PLAN the Swedish Journal of Planning

加藤晃, 今井一夫(1979): スウェーデンの都市計画, 国民科 学社

金倉忠之(1986): ストックホルムの都市政策―都市再開発 と土地公有―, 都市問題, 第77巻第6号

松本忠, 大西隆 (1995) : スウェーデンの詳細計画決定過程 における地方議会・国・住民の役割, 日本都市計画学会学 術研究論文集第30号

松本忠,大西隆 (1996) : 都道府県レベルにおける都市計画 主体のあり方に関する研究,日本都市計画学会学術研究論 文集第31号

松本忠, 大西隆 (1997) : スウェーデンにおける大都市圏計画の策定手法に関する考察, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第32号

松本忠, 大西隆 (2003): スウェーデンの「区域委員会」に みる都市内分権の実態に関する研究, 日本都市計画学会学 術研究論文集第 38 号

民間都市開発推進機構都市研究センター編 (2004): 欧米の まちづくり・都市計画制度 一サステイナブル・シティへの 涂一. ぎょうせい

[まつもと ただし]